

仮想オブジェクトやアバターに対する行為、アバター間の行為をめぐるルールの形成、規制措置等の取扱いについて

(討議用メモ)

1. 問題の発生防止・事後対応等に係るルールの在り方
 - (1) 想定される問題事案等と対応すべき範囲
 - (2) 自由で多様性に満ちたメタバース空間に相応しいルールの在り方
 - (3) 安全・安心に過ごせるメタバース空間のためのルールの在り方
2. コンテンツ関連のメタバースビジネスに対する現行法令上の規制等

1. 問題の発生防止・事後対応等に係るルール^{の在り方}

(1) 想定される問題事案等と対応すべき範囲

- 仮想オブジェクトやアバターに対する行為・アバター間の行為をめぐるトラブル等として、**現にどのような問題が生じているか。**
それらに対し、現状どのようなルールが及び、どのような対応が図られているか。

＜主な対応のタイプ＞

- ・利用規約等による対応(ユーザーが遵守すべき事項の明示、違反者に対する制裁等)
- ・技術による対応(問題事案を起こさせない設計・設定、トラブル回避・被害防止に資する機能の提供)
- ・民事上・刑事上の手続きによる対応
- ・法的措置(行為規制等)による対応

- メタバースの発展に伴い、**今後さらに拡大する、又は新たに起こることが想定されている問題等はあるか。**
- メタバース空間内における発生防止や事後対応を要する問題のうち、**法的ルール(法規制、契約など)により対応すべきものは、どのようなものか。**

※ ユーザーの自己責任、コミュニティの自治等(のみ)に委ねることができないもの、技術(のみ)で対応できないものなど

- それらの法的問題に対し、
- ① **ソフトローによる対応とハードローによる対応**
 - ② **プラットフォームの利用規約等による対応とユーザー自身の法的対抗措置、制度による救済措置(民事上・刑事上の手続き等)**
- を、どのように組み合わせて対応していくことが適当か。**

[→ 参考 1]

《参考》 Lessingの「行為の4つの制約原理」

米国の憲法学者Lawrence Lessingは、人の行為を制約する手法として、法、社会規範、市場、アーキテクチャ・コードの4つの要素を挙げている。

法 [Law]; それに違反した場合の刑罰、強制執行等の制裁によって行為を制約

社会規範 [Norms]; それに違反した場合のコミュニティからの非難等によって行為を制約

市場 [Market]; 価格や需給の調整機能を通じて行為を制約

アーキテクチャ・コード [Architecture/Code]; 人の行為に制約を与える物理的・技術的手段。仮想空間においてはCodeIにより規律

Lawrence Lessing, "Code and other laws of cyberspace:version2.0"(2006)

(2)自由で多様性に満ちたメタバース空間に相応しいルールの在り方

○ メタバース空間が、現実世界の制約を離れて自己実現を図れる空間として発展していけるようにする観点から、ルールの在り方についてどのように考えるか。

→ メタバース空間内における行為等の規制については、現実空間における相当の行為が法規制等の対象となっているからといって、同様の法規制等が一律に求められるものではなく、**メタバースの実情に即した対応の在り方を、独自に考えていく**ことが必要ではないか。

○ メタバース空間が、多様な価値観が尊重される空間として発展していけるようにする観点から、ルールの在り方についてどのように考えるか。

→ 各プラットフォームにおいて、多様なコミュニティによる多様な文化の展開を図っていく上では、利用規約による**プラットフォーム内共通のルールに加え、ワールドごとのローカルルールを設定できるようにする**等の方法も考えられるのではないか。

<ワールドごとのローカルルールのイメージ>

例えば、

- ・ マナーのような「規範」について、定形的・一般的なローカルルールの選択肢を複数設け、それぞれのワールドが、自らにあったルールを選択する。

※ 各ワールドに適用されるローカルルールについては、当該ワールドを訪れようとするユーザーに対しわかりやすく表示

- ・ 利用規約上の禁止事項について、①全てのワールドで共通に禁止するものと、②個々のワールドごとに禁止する/しないを選べるものに分けて定め、②の取扱いについては、各ワールドに選択させる。

※ 各ワールドに適用されるローカルルールについては、当該ワールドを訪れようとするユーザーに対しわかりやすく表示

※ 違反者(加害者)については、ワールド管理者や被害者からの申告を受け、利用規約に基づく制裁措置の対象ともなる可能性

など

(3)安全・安心に過ごせるメタバース空間のためのルールの在り方

①プラットフォームによる対応

- 問題の発生防止及び事後対応に関し、プラットフォームの**利用規約等により対応すべき事項として、どのような事項があるか。**

※ 利用規約や付属文書等で定めることが一般的に求められる事項は何か。

- ユーザーが遵守すべき事項 [→ 参考2]
- 違反事案に関する申立て、審査等の手続き
- 違反者に対する制裁措置

- 自己のプラットフォーム内で生じた問題事案の事後対応について、**より円滑な処理を可能とするための自主的な措置等**としては、どのような方法が可能であり、かつ有効となるか。

※ 例えば、以下のような対応は、一般的なプラットフォームにおいて、現実的にどこまで可能か。これら対応措置を実施することとした場合の問題点、留意事項等はないか。

- 当該対応措置を講じることについて、その事実を開示し、ユーザーの同意を得ることを前提として、
 - アバターの行動履歴等に関するログデータを保存し、問題事案の検証等へ活用する
 - メタバース空間内で、巡視員が問題事案等の巡視を行う
 - メタバース空間内のサウンド・映像の録音録画機能(ユーザーが使用できるもの)を実装するなど

○ **メタバース空間内でユーザーが引き起こした問題事案への対応について、プラットフォームはどこまでの対応を求められる(べき)か。**

※ インターネット上の情報の「媒介者」であるプロバイダは、単に情報を媒介したことのみをもって、当該情報の流通によって生じた損害に関し、責めを負うものでないことが原則。

※ プロバイダ責任制限法では、「媒介者」であるプロバイダが負う法的責任の範囲について、一定の定め。

＜プロバイダ責任制限法における考え方(同法第3条)＞

- ・プロバイダ責任制限法が対象とするのは、不特定の者に受信されることを目的とした情報の送信。
- ・プロバイダが媒介した情報による権利侵害に対し責任(損害賠償責任)を問われ得るのは、
 - ①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、
 - 又は②当該情報の流通を知っておりその情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の不特定の者に対する送信を技術的に防止できるにもかかわらず、それを行わなかった場合に限られる。
 - ※ プラットフォーマーが知らなかった情報の流通に関しては、責めを負わない(プラットフォームに常時監視義務はない)。
 - ※ 送信防止措置を講ずることが技術的に不可能な場合には、当該情報を放置したことについての責めを負わない。
- ・侵害情報について、削除等の送信防止措置を講じるよう申立てを受けた場合であって、
 - 当該情報の発信が権利侵害であると認めるに足る相当の理由があり、
 - かつ、当該情報の送信防止措置が技術的に可能であるときは、当該情報の送信防止措置を講じずに放置した場合、法的責任を問われる可能性がある。
 - ※ 削除等の送信防止措置の申立ては、法的責任成立の必須要件ではない(申立てがなくとも、責任を問われる場合があり得る)。
 - ※ プロバイダは、①当該情報発信の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由がある場合、又は、②侵害の有無が不明であっても、自己の権利が侵害されたと主張する者から一定の要件を満たす送信防止措置の申出があった場合で、発信者に照会の上、7日以内に回答がないときには、必要な限度において削除等の送信防止措置を行っても、法的責任を問われない。

→ 例えば、以下のような場合の取扱いは、どのようになるか。

・他者の権利を侵害する表現の送信防止措置(削除)の申立てに対する取扱い

- 削除申立ての対象となる情報が、メタバース空間内の公開領域に存置され、当該メタバースサービスのアカウントを持つ者は誰でも視聴可能な状態になっている場合
- 削除申立ての対象となる情報が、メタバース空間内の私的領域に存置され、当該領域にアクセス可能な者のみが繰り返し視聴可能な状態にある場合

※ 侵害情報の発信者が不明である場合には、権利を侵害されたと主張する者は、プロバイダに対し、発信者情報の開示を請求することができる(プロバイダ責任制限法第5条)。

→ 開示請求を受けたプロバイダは、当該情報の流通によって権利が侵害されたことが明らかであるかを確認。

→ 例えば、次のようなケースについて発信者情報開示請求を受けた場合は、どうなるか。

・ 他者の権利を侵害する行為を起こした者に関する発信者情報の開示請求への対応

- － 発信者情報開示請求の対象とされる権利侵害行為が、一定期間にわたり継続的に行われている、又は行われていたものである場合(例えば、名誉棄損に当たる展示など)
- － 発信者情報開示請求の対象とされる権利侵害行為が、突発的に起こったものであり、当該行為自体は終了している場合(例えば、公開イベント等で突発的になされた名誉棄損発言)
- － 発信者情報開示請求の対象とされる権利侵害行為が、従前からの「情報の流通による権利侵害」の一般的な類型(名誉棄損、プライバシー侵害、著作権等侵害及び商標権侵害)に当てられない種類の行為となる場合(例えば、騒音被害、アバターの身体に対する暴力被害など)

②民事・刑事上の対抗措置等

○ メタバース空間内における行為について、既存の法令による行為規制、刑罰等の適用はどのようになっているか。

→ 適用関係が不明瞭で、不都合を生じているもの等はないか。

→ メタバースの実態に合わず、合理性を欠く状況等を生じているものはないか。

○ メタバース空間内で生じた問題事案について、**民事手続きによる損害回復等を行おうとするユーザーにとって課題となる事項等(メタバースのケースに特有の隘路等)はあるか。**

※ 例えば、突発的な事案に係る証拠収集の困難性 など

2. コンテンツ関連のメタバースビジネスに対する現行法令上の規制等

- コンテンツ関連のメタバースビジネスに関し、**現行法令でどのような規制等が適用されているか。**

＜メタバースビジネスにも適用される各種法令規制の例＞

- 電気通信事業者としてのメタバースプラットフォームに対する規制(電気通信事業法等)
- ユーザーの個人情報の収集、利用等の取扱に関する規制(個人情報保護法)
- 投げ銭サービス等が「為替取引」や「前払式支払手段」に当たる場合等の規制(資金決済法)
- プラットフォーム内の決済手段として暗号資産を用いる場合の金融規制(金融商品取引法)
- 無料サービスを行う場合、懸賞金を出す場合等における景品金額上限の規制(景品表示法)
- バーチャル店舗に対する広告表示規制(特定商取引法)

など

- それらの規制等の中に、**メタバースの実態に合っておらず、現に不合理を生じているもの等はないか。**
- それらの規制等が、メタバースのさらなる発展により、**将来的に実態に合わなくなること等は、考えられるか。**

- コンテンツ関連のメタバースビジネスに対する法令上の規制について、**現行法令の適用関係が不明瞭で、不都合を生じているものはないか。**

レポート「メタバースでのハラスメント(Nem & Mila)」より

Summary - For a better Metaverse 概要 - よりよいメタバースのために

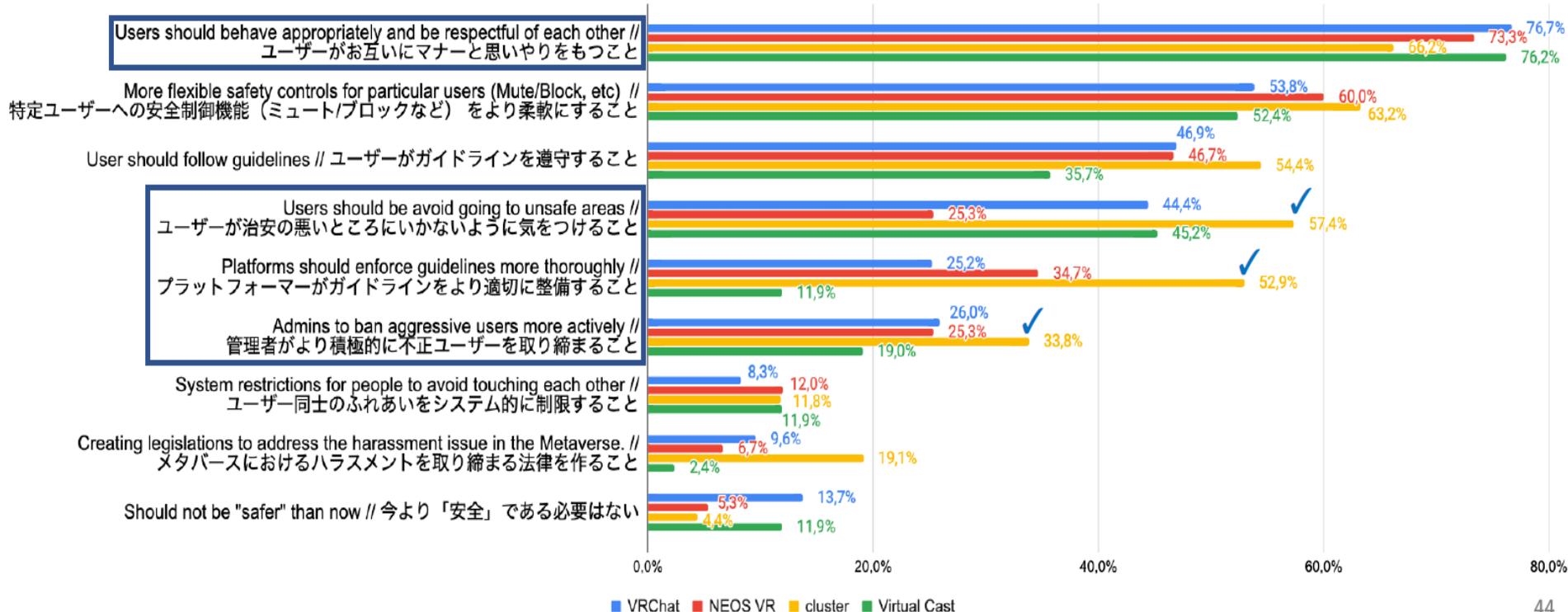
Nem x Mila
Harassment
in Metaverse

1. Compass for behavior: 89% say they rely on “basic common sense” to determine the appropriate behavior. In Neos VR and cluster approximately 60% says “platform community guidelines”.
 2. To keep us safe: 86% want safer Metaverse and 77% think “Appropriate user behavior and being respectful of each other” is important from harassment point of view. In cluster, 53% wants “platform to enforce guidelines more thoroughly”.
 3. Legislation and guidelines: 77% don't want limitation by legislation and 61% says platform guideline is enough.
 4. Request to platforms: Many showed their concern with getting more restrictions to freedom on Metaverse. They want more flexible tool to defend themselves, stricter moderation and a better reporting system.
1. 行動の指針：89%が適切な行動を判断するために頼りになるのは「一般常識」であると答えた。Neos VRとclusterでは約60%が「プラットフォームによるコミュニティガイドライン」と答えた。
 2. 安全を守るもの：86%がより安全なメタバースを望んでおり、77%は「ユーザーがお互いにマナーと思いやりをもつこと」がハラスメント観点で大事だと考えていた。clusterでは53%が「ガイドラインの適切な整備」を望んでいた。
 3. 法律やガイドライン：77%は法律による制限を望んでおらず、61%はプラットフォームによるガイドラインで十分だと答えた。
 4. プラットフォームへ要望：メタバースの自由に制限が加えられることに懸念を訴える意見が多かった一方で、より柔軟に自己防衛できる仕組み・モデレーションの厳格化・報告システムの充実が求められていた。

To keep us safe // 安全を守るもの

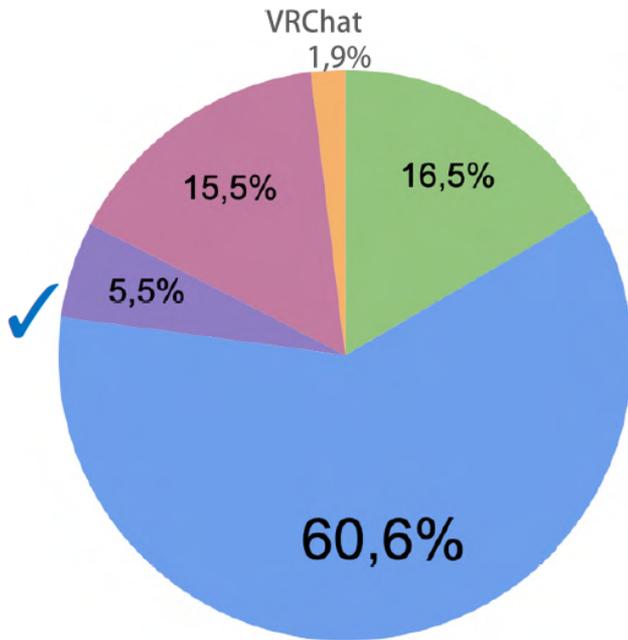
What would make the metaverse experience "safer" from the harassment point of view? Please select "all" that apply. // メタバース体験をハラスメント観点でより「安全」にするためにはなにが必要だと思いますか？ 該当するものを全て選択してください。

By platform // サービス別



Legislation and guidelines 法律やガイドライン

Please choose one legislation or guideline in regards to harassment issues in the metaverse space that you believe to be an appropriate solution //メタバース空間におけるハラスメントに対する法律やガイドラインとして貴方が適当だと思うものを1つ選択してください



- Should be left to the conscience of the individual and should not implicate any legislations or guidelines
個々人の良心に委ねられるものであり、法律やガイドラインは必要ない
- Should be regulated by each platform guidelines, etc., and should not be regulated by law.
各プラットフォームによるガイドライン等によって規定されるべきであり、法律で一律に制限するべきではない
- A legislation with a less severe punishment that in the physical world.
物理現実世界と同等未満の処罰を法律によって規定するべきだ
- A legislation with an equivalent punishment to in the physical world. //
物理現実世界と同等の処罰を法律によって規定するべきだ
- A legislation with a more severe punishment that in the physical world. //
物理現実世界より厳しい処罰を法律によって規定するべきだ

77% don't want restrictions enacted by legislations
77%は法律による制限を望んでいない

メタバースのコミュニティ基準における禁止事項の例

clusterコミュニティガイドラインにおける禁止行為

clusterでの禁止行為

※ 次のような行為による通報があった場合には、ペナルティの対象となること
がある。

1. ハラスメント行為（いやがらせ行為）

※ 次の行為を禁止。通報が行われ、行為が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティ。

1-1 人種、宗教、性的指向、性別、健康や障害、出身国、民族、容姿といった、自ら変えることが困難な事象に基づく攻撃、脅迫、侮辱的な差別表現

1-2 卑猥、わいせつな表現、行為

1-3 つきまとい行為

1-4 アバターへの接触行為

1-5 威圧感、恐怖感、不快感、羞恥心を抱かせる行動やアバターの利用

1-6 出会いを目的とした行為、性的な関係を目的とした行為

1-7 その他、他のユーザーに対する嫌がらせであると認識される行為

2. 迷惑行為

※ ハラスメント行為に該当しないような行為であっても、他のユーザーの安心・安全をおびやかすような行為を禁止。

3. ユーザー間での注意について

Robloxコミュニティ基準における禁止事項

安全性

- 1 子どもを危険にさらすこと（子どもを危険にさらすことを一切容認しない）
- 2 暴力の脅威（現実世界の危害で他人を脅したり、そのような脅威を助長したり、人や財産に対する暴力を先導したりすることを許可しない）
- 3 いじめと嫌がらせ（プラットフォーム内でのいじめ、ストーキング、トロリング、いやがらせ、又は脅迫を許可しない。また、そのような行為を描写、美化、助長するコンテンツも許可しない）
- 4 自殺と自傷行為（自殺情報の説明、美化、自傷行為を助長又は描写するコンテンツや行動等は許可しない）
- 5 性的コンテンツ（いかなる種類の性的コンテンツ又は活動を許可しない）
- 6 暴力的なコンテンツとゴア（極端な暴力や深刻な身体的又は精神的虐待を含むコンテンツを許可しない）
- 7 テロリズム及び暴力過激主義のコンテンツ（テロリスト又は過激派組織とその行動を支持、美化、又は促進するコンテンツまたは行動を禁止する）
- 8 違法な及び規制された商品（違法な及び一部の規制された商品（薬物など）について話し合ったり、描写したり、宣伝したりすることを禁止。また、現実世界の法律に違反することを他人に勧めたり、自分で違反したりすることも不可）
- 9 現実世界の身体的に危険な活動（参加者に身体的危害を与える極端なリスクを生み出すように設定された現実世界の活動への参加の描写、美化、又は奨励を許可しない）

礼儀と敬意

- 10 差別、中傷、ヘイトスピーチ（人種、国籍、性的指向、性別、宗教、年齢、障害、ベテランステータス、家族の状況に基づいて、個人又はグループを貶めたり、脅迫したり、攻撃したり、他人にそうするように勧めたりすることは禁止）
- 11 デートやロマンチックなコンテンツ（ロマンチックな関係を求めたり、描いたりするコンテンツは禁止）
- 12 冒涇（テキスト、画像又はアップロードされた音声での罵倒を許可しない）
- 13 ゆすり・たかり、恐喝（ユーザーが他のユーザーにゆすり・たかりをしたり、恐喝したりすることは許されない）
- 14 政治的な内容（公職候補者（そのスローガン、キャンペーン資料、集会等を含む）、政党、公職者に関する話題や描写、政治的シンボルの冒涇の描写や、国境・領土に関連する扇動的なコンテンツは禁止）
- 15 現実世界の悲劇的な出来事（現実世界の悲劇的な出来事を再現するコンテンツを禁止）
- 16 プラットフォーム外での有害な言動及び行動（犯罪組織・テロ組織・ヘイトグループと関係があるユーザー、Robloxの外で他人にいやがらせ、いじめ、差別又は危害を加えるユーザー、プラットフォーム外で他人の個人情報を共有するユーザーは、報告があったとき、そのアカウントを無効にする場合がある）
- 17 混乱を招く音声（他のユーザーの体験を混乱させる音声は許可されない）
- 18 Robloxの従業員、関連業者への虐待（ユーザーが、Robloxのすべての従業員、請負業者、又はその家族に対し、電子メールで、プラットフォーム外で又は対面を含むあらゆる形態で虐待すると、そのユーザーのアカウントは失われる可能性がある）

公平性と透明性

19～26 （略）

セキュリティとプライバシー

27～30 （略）